令和6年度 守谷市放課後子ども総合プラン 自己評価チェックシート

施設名 高野小学校児童クラブ

守谷市放課後子ども総合ブランの自己評価は、評価基準を厚生労働省『放課後児童クラブ運営指針(平成27年3月)』とし、施設運営の実情に応じて、放課後子ども教室及び学校をはじめとする他施設や地域との連携を踏まえた運営について、一定期間を振り返って評価するものとします。

く自己評価チェックの進め方>
・各施設単位で、運営の内容について確認してください。
・各を施設単位で、運営の内容について確認してください。
・各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
・各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
・その際、別級手自己評価チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて、「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
・各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
・各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。
・例えば「〇・できている、評価の着眼点の事項がすべてできている)」「ム:一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×:できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階で記入してください。なお、評価に該当しない場合は、「一・該当しない(評価対象に当てはまらない)」を記入してください。
・〇、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(評価が△、×だった場合は、改善に向けた対策楽など)をコメント欄に必ず記入してください。(100字以内)職員間で評価結果や気づき、より良い音は参与は、公司においることは、「一・該当しない場合は、「一・該当しない。」を記入してください。

育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

Ⅰ 運営指針:総則とそれに直接付随する項目【=第1章, 第2章, 第7章に対応する項目】

区分				チェック項目	結果	コメント
第1章総則	1	趣旨		O「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	Δ	適切な生活・遊びの場を与え、自主性・社会性及び創造性の向上、 基本的な生活習慣の確立を図りその健全な育成を図ることへの理 解が十分でない場面が多少見受けられる。
	2	放課後児童健全育成事業の役割		〇放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	Δ	児童の発達状況への関心と理解を全体的にもう少し深めていく必要 がある。
	3	放課後児童 クラブにおけ 育成支援 の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	〇放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	Δ	子どもにとって安心して過ごせる環境の整備と安全性、発達段階に 応じた主体的な遊びや生活を安定して提供できるようにもう少し努 力をしていきたい。
			(2)保護者及び関係機関と の連携	〇保護者や学校等の関係機関と連携している。	0	常に連携をとり、様子を日常的に伝え情報を共有し保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援している。学校等の関係機関とも連携し養育を支援している。
			(3)放課後児童支援員等 の役割	〇放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	Δ	声かけ、接し方から足りない部分がみえるので役割の理解を進めた い
			(4)放課後児童クラブの社会的責任	〇放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	0	子ども一人一人の人格尊重して育成支援をし、子どもに影響のある 事柄に関して意見を述べ、参加する必要があると理解している。支 援員も常に自己研鑚に励まなければならない。
	4	放課後児童 クラブの社会 的責任と職 場倫理	(1)社会的責任·職場倫理	〇放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での 倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	Δ	倫理の自覚、育成支援内容の向上について、深く理解するに至って いない現状があるので、管理者も交えた適切な指導・支援を支援員 にする必要がある
第7章 職員の資質向上			(2)法令遵守のための組織的取組	〇放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。(守秘義務を遵守する。関係法令に基づき個人情報を適切に取扱い、ブライバシーを保護する等。)	0	取り組めている。
	5	要望及び苦情への対応		〇子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	0	要望や苦情を受け付ける窓口を設置し子どもや保護者に周知している。
	6	事業内容向 上への取り 組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す 職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	0	ミーティング等で子どもの様子や出来事を伝えあい、向上に努めて いる。
			(2)研修等	〇放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援 員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えてい る。	0	各種研修に参加する機会がある。
			(3)運営内容の評価と改善	〇放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の 意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、 事業内容の向上に生かしている。	0	毎年の保護者アンケートや自己評価を実施し、結果を公表して、どのような取り組みをしているのかを明らかにし、事業内容の向上や改善を図るよう心掛けている。
第2章 事業の対象とな る子どもの発達	7	子どもの発達理解		〇放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	0	発達の個人差を踏まえて育成支援を行っている。

Ⅱ 運営指針: 育成支援に直接かかわる項目【=第3章, 第5章に対応する項目】

区分				チェック項目	結果	コメント
	8	育成支援の 内容	(1)育成支援の内容	〇育成支援の内容について理解している。	Δ	児童クラブに通う子ども、保護者との連携、異なる年齢、発達、環境、第二の家である、という事への理解を全体的にもう少し深めていきたい。
			(2)育成支援の留意点	〇育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	Δ	配慮児童への対応に関して理解が及ばず、十分な支援が行えていない状況がある
	9	障がいのあ る子どもへの 対応	(1)障がいのある子どもの 受入れの考え方	○障がいのある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	0	子ども同士が生活を通して共に成長できるようクラブを利用する機会を可能な限り受け入れに努める。
	9		(2)障がいのある子どもの	○障がいのある子どもの育成支援に当たっての留意点を理解し、育成支援を行っている。	0	クラブでの子どもたちの生活を通して共に成長できるように行っている。
	10	特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	〇児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解 し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場 合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	0	日々の場面において心身の状態に留意し、保護者への気付きも大切に思う。気付いた時は速やかに関係機関と連携し、適切に対応している。
第3章 放課後児童クラ			(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	0	関係機関と連携し、適切に対応している。
ブにおける育成 支援の内容			(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっての留意事項	〇特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たって は、プライバシーの保護や秘密保持に留意している。	0	ミーティング等で保護者や子どものプライバシー保護や守秘義務は 常に共通理解に留意している。
	11	保護者との 連携	(1)保護者との連絡	〇各種連絡手段を活用して、子どもの出欠席、遊びや 生活の様子について保護者と情報を共有している。	0	連絡帳の活用、お迎えの時の情報共有を行っている。
			(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	0	相談しやすいようにお迎え時に連絡帳を手渡ししながら活動の様子 など話している。
			(3)保護者及び保護者組織との連携	〇保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	0	イベントなど参加してもらい日ごろから連携している。
	12	育成支援に 含まれる職 務内に関わる 業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	〇育成支援に係る職務を実施している。	0	目標や計画を保護者へ伝えたり、クラブだよりなどで日常の様子を 伝えている。
			(2)運営に関わる業務	〇運営に関わる業務を実施している。	0	実施状況を日誌に残し、客観的な記録をしている。すべての支援員 に伝達されるよう打ち合わせの内容を残している。

Ⅱ 運営指針:育成支援に直接かかわる項目【=第3章, 第5章に対応する項目】の続き

区分				チェック項目	結果	コメント
	13	学校との連携	(1)学校との連携	〇情報交換や情報共有, 学校施設の利用等, 学校との 連携を図っている。		子どもの生活の連続性を保障するために学校と連携を図り名簿を届 けたり学校行事などを知らせてもらっている。
第5章 学校及び地域				〇学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。		学校との連携窓口をおき、時に子どもに関する面談をするなどして いる。保護者との協力のもと連携を深めるとともに秘密保持に努め ている。
との関係	14			〇地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を 図っている。		ポランティアさんや地域の方々との連携はあまりできていなかったと 思える。民生委員、児童委員との情報交換ももっと必要だと感じる。
	15	学校, 児童館 児童クラブ	を活用して実施する放課後	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し,適切に対応している。	0	学校と連携して適切に対応している。

Ⅲ 運営指針:育成支援(事業内容)を直接支える項目【=第6章2に対応する項目】

区分				チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備, 衛生管理及び 安全対策	16	衛生管理及 び安全対策		〇日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	0	手洗い、うがい、消毒、換気など対応方針を定めている。
			(2)事故やケガの防止と対応	〇事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、 事故やケガの発生時における対応方針を予め定めて いる。		事故やケガにはマニュアルもあり特に腹、頭部などは地域の保健医療機関などと連携が必要である。
				〇防災や防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	0	地震・火災・不審者・水害対応について、対応方針を定め、年4回の 避難訓練を実施している。
				〇保護者・学校と連携して、来所及び帰宅時の子ども の安全を確保している。	0	各所連携して安全を確保している。

Ⅳ 運営指針:最低基準(市の条例)に依拠する項目【=第4章,第6章1に対応する項目】

区分				チェック項目	結果	コメント
第6章 施設及び設備。 衛生管理及び 安全対策	17	施設及び設 備	(1)施設	〇放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	0	有用区画を有している。
			(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	×	床のへこみや傾きなど、大規模修繕が必要なレベルの不備がある
	18	職員体制	(1)職員配置	〇支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を 置いている。	0	常に配置基準を維持した体制にしている。
			(2)育成支援の実施	〇支援の単位ごとに育成支援を行っている。	0	単位ごとに支援を行っている。
			(3)放課後児童支援員の 雇用形態	〇放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	0	雇用の安定に尽力しており、待遇面についても昇級制度やキャリア アップを導入し、若い職員が長期的に勤務できるよう配慮している。
			(4)勤務時間	〇放課後児童支援員等の勤務時間を, 開所時間の前後に必要となる時間を前提として設定している。	0	適切に設定している。
	19	子ども集団の規模(支援の単位)		〇適切な子ども数の規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	0	適切に運営している。
第4章 放課後児童クラ	20	開所時間及び	常開所日	○開所時間及び開所日を適切に設定している。	0	運営基準に沿って適切に設定している。
ブの運営	21	利用開始等に関わる留意事項		〇利用開始や退所に関わる留意事項を理解し、適切に 対応している。	0	説明会を実施し、留意事項を理解し対応している。
	22	運営主体	(1)運営主体の要件	〇安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全 育成や地域の実情についての理解を十分に有する主 体が、放課後児童クラブを運営している。	0	適切な運営ができている。
			(2) 運営上の留意事項	〇放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	0	留意事項を理解し運営している。
	23	労働環境整備		〇放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援 員等の労働環境を適切に整備している。	0	適切に整備している。
	24	適正な会計 管理及び情 報公開	(1) 会計管理	〇放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を 行っている。	0	保護者会役員に会計監査を依頼し、適正な会計管理を行っている。
			(2)情報公開	〇放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営 状況について情報公開している。	0	実行委員会及び、保護者総会の資料内にて情報公開をしている。